

ニセコ町緑肥作物奨励事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町の農業振興及び農家経済の安定を図り、連作障害の回避、地力の増進、輪作体系の確立に資するために、緑肥作物又は景観形成作物を作付けする農業者に対しニセコ町緑肥作物奨励事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、ニセコ町補助規則（昭和52年ニセコ町規則第3号。以下「補助規則」という。）に定めのあるものを除き、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、町内にある農用地に緑肥作物又は景観形成作物を作付けする町内に住所を有する農業者とする。

(補助金)

第3条 補助金の額は、緑肥作物又は景観形成作物の種子購入費の2分の1以内とし、10アール当たり5,000円を限度とする。ただし、農産物の作付けを1年休んで休閑緑肥として景観形成作物を作付した場合は種子購入費の全額とする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、緑肥作物奨励事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に種子購入額を確認できる書類及び作付箇所位置図を添えて、町長に提出するものとする。

(交付額の通知)

第5条 町長は、前条の申請書を受理し、内容を審査の上補助金の交付を決定したときは、補助金等交付決定通知書（補助規則別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(作付確認)

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、緑肥作物又は景観形成作物の作付けを確認するものとする。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条に規定する作付けの確認をもって補助金の額を確定したものとみなし、当該補助金の交付の決定を受けた者からの緑肥作物奨励事業補助金交付請求書（別記第2号様式）に基づき補助金を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けた者があるときは、補助金の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、交付の日から施行する。

緑肥作物奨励事業補助金交付申請書

年 月 日

ニセコ町長 様

申請者 住所
氏名 印

ニセコ町緑肥作物奨励事業補助金の交付を受けたいので、ニセコ町緑肥作物奨励事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 緑肥作物、景観形成作物の作付け及び面積

緑肥作物、景観 形成作物名	作付箇所		作付面積 (a) ①	播種時期 (月)	播種量 (kg) ②	播種量/10a (kg) ③	種子購入費 (円)
	字名	地番					

※ 10a 当たり播種量③＝播種量②÷作付面積①×10

2. 補助金申請額 _____ 円

3. 作付体系等

緑肥作物、景観 形成作物名	主作物名	作付体系（播種月、すき込み月等）										備 考
		4	5	6	7	8	9	10	11	12		

◎緑肥等播種 ×緑肥等すき込み ○主作物播種・定植 △主作物収穫

4. 添付書類

- (1) 種子購入額の確認できる書類
- (2) 作付箇所位置図（圃場図）

別記第2号様式（第7条関係）

緑肥作物奨励事業補助金交付請求書

年 月 日

ニセコ町長 様

申請者 住所
氏名

印

年 月 日付けニセコ町指令第 号で交付決定のあった緑肥作物奨励事業補助金について、ニセコ町緑肥作物奨励事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金交付決定額 _____ 円

2. 交付請求額 _____ 円

3. 補助金振込先

金融機関名	農協・銀行・信用金庫・（ ）		
	本・支、店・所		
預金種目	普通・当座・組勘	口座番号	
口座名義人	カガナ		